**平成２１年（フ）第１５７号**
群馬県桐生市菱町１丁目46番地の２
債務者　関口　惠子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２１年（フ）第２２６号**
福島県いわき市小名浜野田字田中20番地の３
債務者　小田部健治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第３３７６号**
愛知県津島市又吉町１丁目40番地１　ガーデンプレイスＳＫ502号
債務者　小河　　歩（旧姓白垣）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第９６３０号**
大阪府枚方市村野南町３番22―206号
債務者　西薗喜美子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６６４号**
大阪府枚方市牧野北町５番２―613号
債務者　遠藤　賢次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９７４９号**
大阪市平野区瓜破７丁目４番14号
債務者　尾柳美由貴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１４号**
福岡県京都郡みやこ町豊津2000番地30
債務者　宮广　貴広
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第１１８号**
秋田県大仙市刈和野字山北ノ沢22番地
債務者　山本　繁俊
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２１年（フ）第８１４号**
愛知県西尾市寺津町白山３番地42
債務者　比嘉　安貴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３０７号**
岡山市中区倉富364番地２
債務者　川端　豊三
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第６４１号**
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目28番10号
債務者　信朝　堅史
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７３９号**
岡山市南区築港緑町３丁目13番地48
債務者　坪井　浩子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８９１号**
岡山県倉敷市林883番地１
債務者　黒杉　功喜
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第８９２号**
岡山県倉敷市林883番地２
債務者　黒杉　哲雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９３３号**
岡山市南区平福２丁目７番10号　平福コーポ、前住所岡山市南区郡3004番地67
債務者　宮脇　　操
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９３９号**
岡山市中区新京橋３丁目７番23号
債務者　岡田　貴裕
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第９４０号**
岡山県赤磐市千躰245番地、前住所岡山市北区今６丁目９番25号　アルフィーネ今Ａ―103号
債務者　東　　卓美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部